

(参考様式1)

会議開催のお知らせ	
会議名	
担当所管名	
日時	
会場	
議事	
傍聴の可否 及び定員	
傍聴の方法	
傍聴の取り決め等	
お知らせ日	

(参考様式2)

東村山市〇〇〇審議会の傍聴に関する定め

(平成 年 月 日決定)

第1 目的

この定めは、東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針第5第4項の規定に基づき、東村山市〇〇〇審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 傍聴者の決定等

- 1 傍聴者の定員は〇人以内とする。ただし、〇人を超える傍聴が可能と会長が認めるときは、この限りでない。
- 2 傍聴希望者は、会場入口の受付において自己の住所・氏名を記入し、事務局職員の指示に従って着席しなければならない。

※住所・氏名の確認が必要なければ下記にする

↓

- 2 傍聴希望者は、会場入口の受付において傍聴希望を伝え、事務局職員の指示に従って着席しなければならない。
- 3 傍聴希望者数が定員を超える場合は、抽選（又は先着順）により傍聴者を決定する。

第3 傍聴することができない者

次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 危険物を所持している者、酒気を帯びている者、その他審議を妨害し又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

第4 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明してはならない。
- (2) 会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。
- (3) 会場内で食事及び喫煙をしてはならない。
- (4) 会場内で写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得

た場合は、この限りでない。

(5) 会場内で携帯電話等の無線機器を使用してはならない。

第5 秩序の維持

- 1 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局職員に指示させることができる。
- 2 会長は、前項の指示に傍聴者が従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

第6 部会への準用

第2から第5までの規定は、東村山市〇〇〇審議会の部会について準用する。

附 則

この定めは、平成 年 月 日の会議において決定し、同日から施行する。

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称				
開催日時				
開催場所				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委 員) (市事務局) ●欠席者：			
傍聴の可否		傍聴不可 の場合は その理由		傍聴者 数
会議次第				
問い合わせ先				
会 議 経 過				